

令和 7 年度瀬戸内海国立公園ストーリーを活用したインバウンド向けプロモーション検討業務

業務請負条件

瀬戸内海国立公園においては、令和 5 年度より中国四国地方環境事務所と連携し、当該国立公園全域を対象としたストーリー（以下全体ストーリーという。）作成に取り組み、昨年度はそれを一般に広く周知する目的で、ガイド向けのガイドサポートブックを作成した。

一方で、全体ストーリーをふまえたインバウンドに対するプロモーションについては、インバウンド特有の訴求内容や、情報発信方法について十分な精査・検討ができておらず、瀬戸内海国立公園全体で共通認識を持てていないことが課題となっている。

本業務は、瀬戸内海国立公園の認知度拡大、誘客促進を目的に、全体ストーリーを活用したインバウンド向けの効果的なプロモーションを行うため、その内容や手法について検討を行うものである。

したがって、本業務を実施する事業者には、下記の業務経験を有する者を業務に従事させる必要がある。

- ① 過去 5 年以内に日本の国立公園または国定公園において、インバウンドの動向分析やプロモーション検討等業務を受注した実績があること。
- ② 地方自治体や DMO 等の、地域の自然や観光資源を活用したインバウンド向けプロモーション戦略策定、有識者へのヒアリング業務を受注した実績があること。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類（以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

記

（1）提出書類（別添様式）

- ・ ①または②の業務実績を示すことができる資料（仕様書及び契約書の写し）

（2）提出期限等

① 提出期限

入札説明書のとおり

② 業務請負条件資料の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書に同じ

③ 提出部数

2 部

④ 提出方法

持参、郵送又はメールによる。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時までとする。(12 時から 13 時は除く)

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和 7 年度瀬戸内海国立公園ストーリーを活用したインバウンド向けプロモーション検討業務」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 提出された業務請負条件資料について、内容確認のため提出者に対してヒアリングを行う場合がある。

オ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

カ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(3) 審査の結果

入札説明書のとおり

以上